第三者評価結果報告書

総括	
対象事業所名	あそびの杜保育園(2回目受審)
経営主体(法人等)	特定非営利活動法人 ムーミンの会
対象サービス	認可保育所
事業所住所等	〒220-0061 横浜市西区久保町22-3
設立年月日	平成18年4月1日
評価実施期間	平成28年7月 ~ 29年3月
公表年月	平成29年5月
評価機関名	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
評価項目	横浜市版

総合評価(事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等)

【施設の概要】

あそびの杜保育園は、相鉄線西横浜駅から歩いて6分ほどの、住宅と商店、マンションなどが混在する地域の中にあります。藤棚商店街が近い街中にありますが、徒歩圏には緑豊かな公園が多数あり、季節の自然に親しむことができます。

あそびの杜保育園は、2006年4月に特定非営利活動法人ムーミンの会によって設立されました。 運営法人は同じ西区内に他に2園保育園を運営するほか、障がい児通所支援事業・放課後等デイサー ビスや学童クラブを運営しています。

鉄筋コンクリート造り3階建ての園舎は決して広くはありませんが、肋木やうんてい、ボルダリングなどが設置されていて、室内でも楽しく過ごせるよう工夫されています。3階の屋上には園庭があり、夏には子どもたちがプール遊びを楽しんでいます。一角では子どもたちがプランターで野菜を育てています。

定員は、40人(O歳児~5歳児)、開園時間は、平日(月曜日~金曜日)は7時~20時、土曜日は7時~16時半です。

保育理念は、「平和と平等を希求し、子どもの人権を尊重しながら、保育を必要とする児童の適切な保護とよりよい成長と発達を保障します」「家庭と連携して、子どもの1日24時間の生活と発達を保障します」、保育目標は「子育ての科学に基づき、ヒトとしての生体の生活リズムを守り育て、子どもの発達を保障する保育」、保育方針として「生活に科学的視点をもった保育」「ヒトの発達(人間の特徴)を保障する教育」「快食保育」「障がい児保育」「仲間と向かい合い、育ち合う保育」です。

◆高く評価できる点

|1、家庭的な環境の中、子どもたちは元気いっぱい、園生活を楽しんでいます

1クラスの人数が少ない園で、全ての保育士、子どもたちがお互いをよく知っていて、まるで大きな家族のように生活しています。保育士は一人一人の気持ちに寄り添う保育を行っています。保育士は子どもに優しい言葉遣いと明るい表情で接し、子どもの思いを言葉や表情で汲み取り、優しく受け止めています。乳児の食事や排泄なども一人一人を大切に、ゆったりと声掛けをし、対応しています。このような家庭的な雰囲気の中、子どもたちは保育士に甘え、自分の気持ちを素直に表しています。また、保育士にたくさん話しかけてもらい、たくさんコミュニケーションを密にとっているので、乳児であっても保育士の声掛けを理解し、言葉や行動で応えています。

園は子どもの体作りに力を入れていて、O歳児クラスから毎朝年齢に合わせた体操(元園長考案の全身運動)やマットや跳び箱、鉄棒などを用いた体操を行なっています。給食後には、天気が良け

れば毎日散歩に出かけています。2歳児からは素足に草履、5歳児は下駄を着用し、距離とともに、歩きにくい道や階段・坂道などを意識的に組み込み、子どもの発達に合わせて選択しています。このような毎日の積み重ねにより、子どもたちは強い歩行力を得ています。

また、手先を使った細かな作業や製作、音楽、劇遊び、リトミック(ハイハイ・リズム運動)、習字なども子どもの発達や興味に応じて取り入れていて、子どもたちが自分の気持ちを自由に表現できるように働きかけています。

園は、O・1・2歳児、3・4・5歳児は一つの保育室を分けて用いています。朝の会を2~5歳児の異年齢合同で行っています。3歳児から5歳児の異年齢でのグループ活動のほか、一緒に散歩に出かけたり、遊んだりし、運動遊びをしたりし、日常的に交流しています。5歳児は、同じ年齢の子どもとの集団での活動を経験できるよう、姉妹園の5歳児と定期的に交流しています。また、ゴミ出し当番や米とぎ当番などの当番活動を通し、年長児として自覚できるようにするなどしています。

このように、子どもたちは体作りだけでなく、園生活を通してたくさんの経験を積み、成長しています。

2、保育士は、方向性を共有し、子ども一人一人を大切に保育にあたっています

保育理念、保育目標、保育方針を保育課程に明記し、全職員に配付しています。運営法人の新人、中堅、リーダー、幹部と経験年数や立場に応じた研修で、それぞれに応じた理念の研修を実施しています。研修の講師を先輩保育士が務めることで、育成を図っています。

また、保育士は懇談会や保護者学習会のテーマ決めや資料作りの話し合いを通して、自己の理解度を確認し、理解を深めています。指導計画の作成時にも、理念の確認をしています。園長、主任は保育の様子を見て回り、指導計画などに目を通して保育士の理解度を確認し、必要に応じて指導しています。

保育士は、クラスの話し合いやミーティングで子どもの様子について日々話し合いを重ねています。クラス担任でない保育士も常に子どもの様子を見守り、それぞれの気づきを伝え合い、子ども 一人一人の思いを全員で把握するように努めています。

このように、保育士は情報を共有し、子ども一人一人を大切に保育にあたっています。

3、園は、保育目標に「障がい児保育」を掲げ、障がい児を積極的に受け入れています

園は、障がい児を積極的に受け入れ、障がい児担当保育士を配置し、同じ運営法人が運営する障がい児通所支援事業と連携し支援しています。障がいがある子どもは、保護者の同意のもと同事業所の個別支援を受けることが出来ます。個別支援には担当保育士が同行し、連携した支援ができるようにしています。

子どもの発達状況は、個別指導計画の項目に沿って「あゆみ」にまとめ、保護者との面談で説明し、 保護者と子どもの状況や今後の課題を共有し、保護者の意向を確認し相談にのっています。

クラスでは、障がい児担当保育士の援助のもと、他の子どもと一緒の生活を送ることを基本としています。クラスの子どもたちは、障がいのある子どもをクラスの仲間として認め、一緒に遊べるように考えたり、手助けをしたりしています。

◆独自に取り組んでいる点

1、午前の昼寝の実施など、「生体の生活リズム」を大切に保育しています

保育目標に「生体の生活リズムを守り育て発達を保障する保育」を掲げ、早寝、早起き、午前の 昼寝、ぞうり(5歳児は下駄)での散歩などを実践しています。午前9時の体操から活動を開始し、 体操や製作等の一斉活動を行った後、子どもたちは午前の昼寝をします。たっぷり休息を取った後 の給食では、途中で眠くなることもなくお腹いっぱい食べます。午後には、散歩などの活動を時間 に余裕を持って行い、思いっきり身体を動かし遊びます。

このような独自の取り組みを実践するためには保護者の理解と協力が不可欠です。園では、入園 説明会や懇談会などで園が大切にしていることを具体的に説明するとともに、保護者向けの学習会 や保護者参加の早朝散歩を実施しています。また、子どもの生活リズムについてのアンケートを実 施し、保護者が生活リズムについて意識を持てるようにしています。今回の保護者アンケートでも、 園の保育目標・保育方針の認知度、支持率とも高くなっていて、保護者に園の方針が理解されてい ることが確認できました。

◆改善や工夫が望まれる点

1、マニュアルを活用しやすくするための、マニュアルの見直しや整備が望まれます

マニュアルについては、年度替わりの時期に毎年運営法人内合同の園長会で見直しを行っています。しかし、各種マニュアルが綴じられた「保育園業務マニュアル」の他分野に衛生管理に関するマニュアルが分散するなど、見直しや整備が不十分なものが散見されます。園の実情にあったより具体的で活用しやすいマニュアルの作成が望まれます。また、職員参加による定期的なマニュアルの見直しや読み合わせなどが期待されます。

2、施設内の安全面でのさらなる見直しが期待されます。

園は清掃チェック表に基づいて、毎日清掃を行っていますが、整理整頓が行き届いていない箇所が見られます。また、扉などの備品の一部に、修理や点検が十分でないものや、転倒防止対策が万全でない箇所も見受けられます。子どもの安全という視点から、施設内の整理整頓を図られることが期待されます。

評価領域ごとの特記事項

・保育理念は「平和と平等を希求し、子どもの人権を尊重しながら、保育を必要とする児童の適切な保護とよりよい成長と発達を保障します」「家庭と連携して、子どもの1日24時間の生活と発達を保障します」、保育目標は「子育ての科学に基づき、ヒトとしての生体の生活リズムを守り育て、子どもの発達を保障する保育」で、利用者本人を尊重したものとなっています。

1.人権の尊重

- 保育士は保育中に子どもを急かすような場面は見受けられず、穏やかな態度 と明るい表情で子どもに接しています。1クラスの園児数の少ない園であり、 保育士は子ども一人一人の気持ちに十分に寄り添う保育を行っています。
- ・守秘義務の意義や個人情報の取り扱いについては、運営法人で定めた就業規定に明記しています。新人職員に対しては、入職時の研修で取り上げる他、ボランティアや実習生に対しては、活動や実習前のオリエンテーションで説明しています。保護者には入園時の説明会で説明しています。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- ・保育課程に基づき、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画、食育活動 計画を作成しています。週間指導計画は余裕を持たせたものとなっていて、 その日の子どもの様子や天候、子どもの意見・要望、保育士のひらめきなど で柔軟に計画を変更しています。
- O・1・2歳児、3・4・5歳児は同じ部屋を仕切って用いていて日常的に交流 しています。お誕生会等の行事を全クラス合同で行うとともに、3歳児~5 歳児クラスを「きょうだいグループ」として異年齢のグループでの活動を取 り入れています。
- ・リトミック(ハイハイ・リズム運動)・障害物遊び・歌・お絵かき・習字等、 多くの体験を通して、子どもが自分の気持ちを表現できるように配慮してい ます。
- ・子どもが正しい直立の姿勢を身に付け歩行力を高める保育活動に力を注いでいます。子どもの体づくりに関しては、O歳児クラスから毎朝の体操(元園長考案の全身運動)、2歳児から素足に草履・5歳児は下駄の着用(強制ではなく靴との自由選択)、遠距離の散歩、年2回の早朝散歩など、法人独自の取

り組みを保育の中心に置いています。

- ・園内にはマットや跳び箱、1歳児クラスの壁面に設置した肋木やボルダリング等、多くの運動具を備えて環境を整えています。週1回の体操教室・5歳児の水泳教室(年間13~15回)も取り入れています。
- 園では子どもの生活リズムを検証し、家庭と連携し早寝早起きの習慣をつけて午前の昼寝を取り入れています。
- 園の保育方針は、入園前の見学時から園のパンフレットを元に説明しています。生活リズムの重視、午前の昼寝の必要性、子どもの運動能力向上に関わる科学的根拠等を丁寧に説明しています。年2回行うクラス懇談会では、春には年間指導計画の説明を行い、子どもの発達特徴に基づいた年間の発達の見通しを話し、年度末には年間の振り返りや課題、成長の様子を説明しています。

3.サービスマネジ メントシステムの 確立

- ・園は保育方針に「障がい児保育」を掲げていて、特に配慮を要する子どもを 積極的に受け入れています。同じ運営法人が運営する障がい児通所支援事業 所と連携していて、保護者の同意のもと同事業所の個別支援を受けることが 出来ます。
- 障がい児に個別の担当保育士を配置していますが、クラスでは他の子どもたちと一緒の生活を送ることを基本とし、必要な支援をしています。子どもたちは、障がいのある子どもをクラスの大事な仲間として認め、一緒に遊べるように考えたり、手助けしたりしています。
- 相談苦情解決の仕組みを整え、保護者に周知しています。要望や苦情については、ミーティングなどで職員に周知し、対応について話し合っています
- ・健康管理、衛生管理、安全管理などの各種マニュアルがあります。マニュアルについては、年度替わり時期に毎年運営法人内3園合同の園長会で見直しを行っています。しかし、各種マニュアルが綴じられた「保育園業務マニュアル」内の他分野に衛生管理に関するものが分散しています。より具体的かつ日々の業務に活用しやすいマニュアルの作成、また、職員参加による定期的なマニュアルの見直しや読み合わせなどが期待されます。
- ・地震等を想定した備品の転倒防止対策は行われていますが、万全ではない箇所も見受けられます。園内通路が複雑な構造でもあり、安全対策にさらなる検討が期待されます。

4.地域との交流・連 携

- ・西区の地域子育で支援事業「西区第3地区出前合同育児講座」に毎年参加しています。また、自治会の清掃活動に毎週参加するなどして、地域住民との交流を深めています。
- ・地域に向けた子育て支援サービスとしては、交流保育と、屋上開放・夏場の プール開放を、行っています。また、運営法人全体の催しとして、「子育ての 科学・発達の原則」をテーマに定期的な学習会を開催しています。
- ・自治会に入会し、地域の清掃活動や祭りの参加等を通して、近隣との良好な関係を構築しています。また、運営法人の事業である「なかま食堂」(子ども食堂)の運営には、園の主任が責任者として関わる他、自主的なボランティアで職員が参加するなどの協力をしています。共に参加する地域の人々との交流の機会ともなっています。
- 天気の良い日はほぼ毎日、散歩に出かける他、クッキングの材料や野菜苗等を地元の商店街に買い物に出かけたり、保育士と共に回覧板を隣の郵便局に届けたりするなどして、子どもたちは地域の人々と親しく交流しています。

・就業規則に組織及び職員が不正・不適切な行為を行わないよう守るべき法・ 規範・倫理などが明文化されています。4月の新人研修で保育園職員として 守るべき法や規範、倫理などについて周知しています。

- 園のホームページに決算報告書、事業報告書、事業計画書を公開しています。 また、運営法人の総会でも報告しています。
- ・ゴミの分別を子どもと一緒に行っています。ゴミを集める当番を子どもがすることで、分別への意識付けをしています。

5.運営上の透明性の確保と継続性

- ・保育理念を玄関に掲示するとともに、保育課程に明記し、全職員に配付しています。運営法人の経験年数や立場に応じた研修で、保育理念、保育目標、保育方針について確認しています。4月の新人研修には保育理念や方針の確認の意味で、新人以外の職員にも出席を勧めています。
- 新園の設立などの重要な意思決定にあたっては、月1回の保護者役員会で意見交換しています。職員に対しては運営法人の総会や職員会議、ミーティングで説明しています。保護者に対しては、手紙や掲示で経緯を説明しています。外壁塗装の際には、行程表やペンキの成分表を掲示し、質問を受け付けました。

6.職員の資質向上 の促進

- ・園長、主任が保育園運営に十分な人材構成であるかをチェックし、必要な人 材の補充をしています。職員の経験や能力、個人のライフスタイル、希望な どを考慮し、職員配置を行っています。
- ・理念に沿った職員の育成計画に沿って、「ムーミンの会研修計画」を作成し、 新人、中堅、リーダー、幹部と年数や職務に合わせた必要な研修を明記して います。研修の講師をリーダーや中堅職員が務めることで、職員の育成を図 っています。
- ・運営法人の新人、中堅、リーダー、幹部と年数や職務に合わせた研修が定期 的に開催されていて、職務や正規職員・非常勤職員に関係なく該当する職員 が参加しています。また、リズム運動や体操、食育などの実技研修も実施さ れています。毎年テーマを決めた運営法人の保育実践報告会があり、園全体 で取り組んでいます。
- ・保育士一人一人の「自己点検・自己評価表」を基に、話し合い園としての自己評価を作成しています。自己評価の結果を基に、園としての課題を明らかにし、ミーティングで話し合っています。園としての自己評価を玄関に置いています。